

---

**社会保障と法：社会保障判例研究**


---

## 障害者総合支援法上の介護給付費に係る 指定サービス事業者の債権の存否

（大阪高等裁判所平成27年9月8日判決  
平成27年（行コ）第89号，取立金請求控訴事件）  
金融法務事情2034号80頁

林 健太郎\*

### I 事実

1 被控訴人Y（一審被告）は，障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成28年6月3日法律第65号による改正前のもの。以下，「法」あるいは「支援法」という。）第29条6項に基づく介護給付費及び訓練等給付費の支払に関する事務について，同条7項に基づき市町村から委託されている国民健康保険連合会（以下，「国保連」という。）である。

控訴人X（一審原告）は，支援法29条4項にいう指定障害福祉サービス事業者である訴外株式会社Zを債務者，Yを第三債務者として，大阪地方裁判所に対し，下記（2）の差押債権目録記載の債権（以下，「本件差押債権」という）を差押債権とする差押命令を申し立て，同裁判所から差押命令（以下，「本件差押命令」という。）を受けた者である。

2 平成26年6月2日，大阪地方裁判所は本件差押命令を発し，その決定正本がYに対して同月3日，Zに対しては同月5日付けでそれぞれ送達された。本件差押命令の申立に係る差押債権目録は，以下のとおりである。

「11万9642円 債務者（Z）が，……開設者株式会社Z名義で，第三債務者（Y）から支払を受ける，差押命令送達日以降支払期が到来する，介護給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令

第170号）1条所定の介護給付費および公費負担医療費等に関する費用にして，支払期の到来した順序で，支払期が同じ場合は金額の大きい順序で，頭書金額に満つるまで。」

3 なお，Xは，別途，大阪地方裁判所に対し，介護保険法41条6項に基づいてZがYから支払を受ける介護報酬債権の差押えを求め，同裁判所は平成26年3月11日付けで差押命令を発している。しかしながら，Yは，同裁判所からの陳述催告に対して，同月19日付けで，平成26年2月請求分の介護報酬債権6万0570円が存在するが，債権譲渡を理由に弁済の意思がない旨陳述している。

4 Xは，本件差押命令に基づく差押債権の取立てとして差押債権相当額の金員である11万9624円の支払を求めて，大阪地方裁判所に出訴した。

5 原審（大阪地判平成27年4月24日金法2034号82頁）は，Yが差押債権を有しているとは認められないとして，Xの請求を棄却した。そこで，Xが控訴。

### II 判旨（控訴棄却・確定）

※以下の判旨（1）は，原審判決の引用である。

1 (1)「介護給付費又は訓練等給付費は，本来的には，市町村から指定障害福祉サービス等の利用者である支給決定障害者等に対して直接支給されるものである（法29条1項）。しかし，その場合には，当該支給決定障害者等は，一旦当該指定障害

---

\* 北星学園大学社会福祉学部 専任講師

福祉サービス等に要した費用を全額支払わなければならない。一時的に当該支給決定障害者等の負担が非常に重くなり得ること、当該指定障害福祉サービス等を行った指定障害福祉サービス事業者等にとっても、当該支給決定障害者等から当該指定障害福祉サービス等に要した費用を回収するより、市町村から介護給付費又は訓練等給付費に相当する額を受領し、残額を当該支給決定障害者等から回収する方が確実であること等から、同条4項は、市町村が、当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができるとし、同条5項は、同条4項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し介護給付費又は訓練等給付費の支給があったものとみなすとしている」。

(2)「このような法の目的に照らすと」、法29条4項の「指定障害福祉サービス事業者等は、同項で市町村が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができるとされた金員の取立権能を取得するにすぎず、上記法の規定によって、当該指定障害福祉サービス事業者等が市町村に対する介護給付費又は訓練等給付費についての債権を取得するものと解することはできないというべきである。

したがって、法29条4項の指定障害福祉サービス事業者であるZが、介護給付費等の請求に関する省令1条所定の介護給付費等の債権である本件差押債権を有しているとは認められない（なお、介護給付費等の請求に関する省令1条所定の介護給付費等の債権には、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費が含まれるが、特定障害者特別給付費については、その支給に関する規定である法34条2項が法29条4項及び5項を準用していることから、介護給付費又は訓練等給付費と同様、Zが債権を取得するものとは解することはできないし、Xは、地域相談支援

給付費及び計画相談支援給付費の発生原因事実については、何ら主張立証しない。）」

2（当初XがZの介護保険法による介護報酬債権を差し押さえたときには、Yは債権が存在すると回答しており、介護報酬債権についても本件と同様代理受領の方式が採用されていることから、本件差押債権も介護報酬債権と同じくZの債権と理解すべきであるとのXの主張に対し、）「介護保険法41条6項は法29条4項と、介護保険法41条7項は法29条5項と、それぞれ同趣旨の規定であることに照らすと、介護保険法41条6項についても、指定居宅サービス事業者は、同項で市町村が当該居宅サービス事業者に支払うことのできるとされた金員の取立権能を取得するに過ぎず、同項の規定によって、当該居宅サービス事業者が市町村に対する居宅介護サービスに要した費用についての債権を取得するものと解することはできないというべきである。」

### III 解説

結論・判旨に疑問がある。

#### 1 本判決の意義

(1) 本件は、支援法36条1項に基づく指定を受けた障害福祉サービス事業者である訴外Zの債権者Xが、支援法29条7項に基づき市町村から支払事務の委託を受けるYを第三債務者として、YからZに支払われることとされている当該指定に係る障害福祉サービス等に要した費用を差し押さえ、差押命令に基づきYに対し取立訴訟を提起した事案である（本人訴訟）。本判決<sup>1)</sup>は支援法29条4・5項が採用するサービス提供に要した費用の支払の仕組み（後述するように、この支払の仕組みを「代理受領方式」という。）に言及した上で、指定障害福祉サービス事業者は、支援法29条4項によって、市町村に対して障害福祉サービス等に要した費用に

<sup>1)</sup> 以下、本稿では、高裁判決を「本判決」と呼称する。なお、本判決に関する評釈として、小林（2016, pp.24-28）、山口（2016, pp.34-39）、根津（2016, pp.32-35）、須藤（2016, pp.50-58）がある。また、社会保障法学者による、支援法および介保法の報酬を巡る法律関係について本判決を題材としつつ研究している論考として、山下（2016, pp.36-44）がある。

関する「金員の取立権能」を取得するにとどまり、「介護給付費又は訓練等給付費についての債権」を取得すると解することはできないとして、被差押債権の不存在を理由に、Xの請求を棄却した。

(2) 本判決は、支援法及び介護保険法（以下、「介保法」という。）上の「代理受領方式」をめぐる、指定サービス事業者と市町村との間の法律関係についての解釈を示した初めての判決である。これまでの公判裁判例には、介保法上の「代理受領方式」に関して、一定の場合に「居宅介護サービス費に係る固有の支給請求権が発生する」旨を述べる地裁判決例が一件存在するものの、その理由付けは明確ではなかった<sup>2)</sup>。また、学説も、「代理受領方式」における当事者間の法律関係、特に市町村（あるいは国保連）と指定サービス事業者とがどのような関係に立つのかについて、自覚的に論じたものは少ない状況にあった<sup>3)</sup>。そのような中で、本判決は、支援法29条4・5項がいわゆる「代理受領方式」を採用する「目的」に言及し、それを踏まえた条文解釈を行っている点において、かかる論点を正面から論じた高裁判決としての意義を認めることができる。

## 2 支援法及び介保法の採用する費用の支払形式——いわゆる「代理受領方式」について

(1) 医療サービスや社会福祉サービスの提供を巡る法律関係は、法律上給付義務を負う主体（支給主体）と給付の名宛人となる主体（受給主体）の二者関係にとどまらず、実際のサービス提供を担うこととされている主体（提供主体）を加えた三者関係によって形成される。この三者関係を巡る法律関係は、給付の形式に着目して大別すると、

①法律上、支給主体が受給主体に対しサービス自体の給付義務を負うものとされ、実際の提供については一定の資格要件を備えた提供主体に委託して行わせる仕組み、あるいは②支給主体が負う義務は、受給主体に対しサービス提供に要した費用を支給する義務にとどまり、サービスの提供については別途、受給主体と提供主体との間の利用契約に基づいて提供される仕組みに分類できる<sup>4)</sup>。

(2) 医療保険各法は、支給主体（保険者）が受給主体（被保険者）に対して「療養の給付」の給付義務を負うものとされるため（健康保険法63条1項・国民健康保険法36条1項・高齢者医療確保法64条1項）、①類型に属する。医療保険各法では、厚生労働大臣から「指定」（健保法65条）を受けた保険医療機関が実際の「療養の給付」を担当し、保険医療機関は「保険医療機関および保険医療費担当規則」（昭和32年4月30日厚生省令第15号）の定めに従って「療養の給付」の提供を行うことで（健保法70条1項・国保法40条1項・高確法65条）、保険者から「療養の給付に関する費用」の支払いを受けることができる（健保法76条4項・国保法45条4項・高確法70条3項）。裁判例及び行政解釈は、当該規定により支払われる診療報酬について、健保法に基づく「指定」により保険者と保険医療機関等との間に「公法上の双務的付従的契約」あるいは「公法上の準委任契約」が成立し、かかる契約関係に基づき、保険医療機関には「療養の給付」の提供の対価（委任事務報酬）として診療報酬請求権が発生すると解している<sup>5)</sup>。

(3) これに対し、本件で問題となった支援法および介保法は②類型に属する。これらについては、条文上、支給主体（市町村）が受給主体（障害者・

<sup>2)</sup> 東京地判平成20年2月22日裁判所ホームページ。ただし、上記判示は要介護認定被保険者の給付請求権の一身専属性を否定する文脈の中で論じられたものであり、本判決との関係で先例とは言い難い。

<sup>3)</sup> 小島（2007）は、この点を自覚的に議論しているほぼ唯一の研究である。

<sup>4)</sup> なお、これら以外にも、支給主体が受給主体に対してではなく、ほかの主体に対して支払う形式が採られている場合があり、これも後述する「代理受領方式」という支払形式に該当する。例えば、児童手当法21条は、支給主体たる市町村長が受給主体である受給資格者の「申し出」に基づき、児童手当の全額又は一部を「学校給食費」そのほかの「費用に係る債権を有する者に支払うことができる」と定め、この支払いがあったときは児童手当の支給が「あったものとみなす」とする（生活保護法37条の2も参照）。

<sup>5)</sup> リーディングケースである大阪地判昭和53年3月23日判時998号11頁は、「指定」自体の法的性格を「公法上の双務的付従的契約」と解する。行政解釈（〔厚生労働省保険局監修（2003年）p.716〕）も同旨。これに対し、学説では、「指定」の法的性格を行政処分と解するのが相当とする立場が有力である（例えば中野（2001, p.109））。

高齢者) に対してサービス自体の給付義務を負うとは規定されず、金銭給付として「介護給付費」および「訓練等給付費」(支援法29条1項)、「居宅介護サービス費」(介保法41条1項)の支給義務を負うにとどまる。また、これらの法律では、サービス事業者にサービス提供義務が課されているわけではなく、実際のサービス提供は障害者・高齢者とサービス事業者との間の別の契約に基づき行われる。

もっとも、支援法及び介保法は、市町村からサービス事業者に対し直接「支払うことができる」仕組みも設けている(支援法29条4項・介保法41条6項)。そして、かかる仕組みに基づき市町村がサービス事業者に「介護給付費」等あるいは「居宅介護サービス費」を支払った場合には、支給決定障害者・居宅要介護被保険者に対してその支給があったものとみなされる(支援法29条5項・介保法41条7項)。かかる費用の支払いの仕組みを「代理受領方式」といい、これを利用する場合、市町村からサービス事業者にサービス提供に要した費用に相当する金銭が支払われる点において、「療養の給付に関する費用」の支払いと同様の金銭の流れが実現することになる。しかしながら、支給主体(保険者)の提供主体(保険医療機関)に対する費用支払義務が明記されている①類型と異なり、②類型においては支給主体(市町村)と提供主体(サービス事業者)を巡る権利義務関係は明確でない。

### 3 本判決による「代理受領方式」の理解と問題点

(1) 本判決の判旨(1)は、指定サービス事業者が「金員の取立権能」を取得するものの「債権を取得するものと解することはできない」とする。この説示は、おそらく、サービス事業者は、裁判上の訴求力及び執行力を内容とする債権を取得しない

ということを意味するものと思われる<sup>6)</sup>。したがって、本判決は、「代理受領方式」の利用の場面において、サービス事業者は市町村に対する介護給付費等支払請求権を持たないとする判断を示したことになる。

(2) 判旨(1)①は、支援法29条4・5項について、次のような理解を示す。すなわち、介護給付費又は訓練等給付費は「本来的に」市町村から支給決定障害者等に対して直接支給されるものであるところ、それでは支給決定障害者等の負担が一時的に非常に重くなり得ること、また、指定サービス事業者等にとっても、市町村から介護給付費又は訓練等給付費に相当する額を受領し、残額を支給決定障害者等から回収する方が確実であることから、支援法29条4・5項の規定が設けられていると解している。前者への言及は、おそらく、利用者の一時的に生じる重い負担を回避することによって、サービスを利用し易くなることを含意しているものと思われる。

たしかに、「代理受領方式」については、サービスを利用する障害者からすればサービスに要した費用を一時的に全額支払うという負担を回避し得ること、また、サービス事業者にとってもサービスに要した費用をより確実に回収することができるという機能が認められる<sup>7)</sup>。したがって、判旨(1)①における支援法29条4・5項自体の理解は、その限りにおいて妥当であろう。

(3) 続いて判旨(1)②が「取立権能を取得するに過ぎない」と結論付ける根拠は、「このような法の目的に照らす」という説示に鑑みると、以上のような支援法29条4・5項の理解から導かれているものと考えられる。そして、判旨(1)②の「取立権能を取得するに過ぎない」という文言からすれば、担保目的でなされた代理受領を巡る考え方を支援法29条4・5項の構造に読み込んでいると推認される<sup>8)</sup>。しかしながら、このような解釈には次

<sup>6)</sup> 「代理受領方式」による支払いの場合、市町村が指定サービス事業者に対し支払うことは法律上認められていることであり(支援法29条4項、介保法41条6項)、不当利得にはなり得ない。このことは判旨(1)①自身が認めていることであるから、指定サービス事業者は少なくとも債務者が給付した場合に不当利得とはならない効力(給付保持力)を有していることは前提となっているだろう。

<sup>7)</sup> 支援法に関して障害者福祉研究会編(2013, p.118)を参照。介保法に関して増田(2016, p.157)も参照。

のような疑問がある。

まず、ある三者間の代理受領関係が担保目的を有するかどうかは当事者間の意思に依存する<sup>9)</sup>。例えば、債権者と債務者及びその債務者を債権者とする第三債務者との三者間において、債務者が債権者に代理受領権限を委任した上で、第三債務者に対して債務者への支払いを禁止し、その債務を債権者に支払うこととする特約が結ばれているという事情においては、当該三者関係を担保目的の代理受領関係として性質決定できる。この点、判旨(1)は、上述した「代理受領方式」の目的に担保の意思を読み込んでいるように読めるものの、「支払うことができる」とする支援法29条4項の規定を素直に読めば、市町村(第三債務者)が支給決定障害者(債務者)に対し支払うことを禁じる趣旨を読みとることはできず「代理受領方式」を巡る三者関係に担保の意思ないし目的を読み込むことは困難である。

また、判旨(1)①の「本来的に」という説示に見られるように、本判決は支援法29条4・5項が同条1項の“例外”を定めていると理解しているようであり、かかる“例外”的な位置付けに特約の存在を観念しているのかもしれない。しかしながら、判旨(1)では言及されていないものの、支援法29条6項は、指定サービス事業者から「請求があったとき」は、市町村は各種基準に照らして審査の上、サービスに要した費用の一部を支払うと規定し、これに関連して、支援法29条8項に基づき厚生労働大臣によって定められた「介護給付費等の請求に関する省令」(平成18年9月29日厚生労働省令第170号)が、サービス事業者が「代理受領方

式」により市町村に請求する場合の手続きの詳細を定めている。これに対し、支給決定障害者から市町村に対する「介護給付費」及び「訓練等給付費」の請求・支払手続きについては、支援法29条には詳細の規定が設けられていない。この点に着目するならば、支援法29条は全体として指定サービス事業者からの請求を前提とした「代理受領方式」の利用を想定している、という理解も成り立ち得るのであって<sup>10)</sup>、「代理受領方式」の利用に“例外”的な位置付けを与える判旨(1)①、それに基づく判旨(1)②の判断は説得的ではない。

#### 4 サービス事業者の市町村に対する債権の存在を認める解釈の可能性

(1) 私見は、支援法29条6項及び同条8項に基づく省令が「代理受領方式」の具体的な請求・支払手続きを定めていること、そして、判旨(1)①で掲げられた支援法29条4・5項の理解が市町村に対する指定サービス事業者の債権を否定する積極的な理由にはならないことを踏まえると、支援法29条全体の規定の仕方の理解としては、指定サービス事業者の債権の存在を認める解釈が妥当と考える。このような解釈に当たって生じる問題は、指定サービス事業者がどのようにして介護給付費等に係る債権を取得することになるのかという点にある<sup>11)</sup>。

(2) 支援法は、障害者がやむを得ず支給決定を受けずにサービスを受けた場合、または、「指定」を受けたサービス以外のサービス(「基準該当サービス」)を受けたなどの場合には、「特例介護給付費」又は「特例訓練等給付費」を支給すると定め

<sup>9)</sup> 担保目的でなされた代理受領については、建築請負業者である訴外A社がY社との間で建築請負契約を締結し、当該建築請負代金の一部の代理受領権限の授与と引き換えにX銀行から融資を受けたところ、YがAに対して建築請負代金全額を弁済してしまったため、XがYに対して請負代金請求訴訟を提起したという事実関係の下で、「AはXに対して負担する債務の担保として本件請負代金の取立をXに委任し、その取立権能を取得したにすぎず、Yが、本件代理受領を承諾したことにより、本件請負代金を直接Xに支払うべき債務を負担したものと解することはできない」とした最高裁判決(最一小判昭和61年11月20日判時1219号63頁)があり、その文言は類似している。

<sup>10)</sup> 鳥谷部(1984, p.105)によれば、代理受領のように典型契約の方式を用いて行われる非典型担保の場合、かかる典型契約の形式の選択が担保目的のために行われたのかそうでないのかは、当事者の合意がなければ不明である。

<sup>11)</sup> 実務上も、介護給付費等の請求手続きについては、支払事務の委託を受ける国保連が設けるシステムによって大量処理されており(「介護給付費等の請求に関する省令」第2条参照)、むしろ「代理受領方式」による請求が基本となっている。

るところ（支援法30条1項）、これらについては「代理受領方式」を利用することができない<sup>12)</sup>。そうすると、支援法において「代理受領方式」を利用する場合、障害者は支給決定を受けていなければならない、かつ、指定を受けたサービス事業者からサービス提供を受けなければならないということになる（支援法29条4項参照）。したがって、障害者が支給決定を受けること、かつ、サービス事業者については指定を受けることにより、支給決定障害者及び指定サービス事業者は「代理受領方式」を利用しうる地位を獲得するものと解することができる。

もっとも、「支給決定」あるいは「指定」を受けただけでは、「代理受領方式」を利用しうる潜在的な地位を取得するにとどまる（この場合にも、支援法29条1項に基づき支給決定障害者が市町村から給付を受けることは無論可能である。）。そこで、支援法29条のほかの規定は、かかる潜在的な地位を具体化する手続きを定めたものと解する。すなわち、支給決定を受けた障害者がサービスを受けようとする際には、指定サービス事業者に対して支給決定により交付され、サービス支給量や負担上限月額等が記載された受給者証を提示することが求められているところ（支援法29条2項）、この受給者証の提示は「代理受領方式」を実際利用する旨の申込みとして、また、受給者証の提示を受けて行われる指定サービス事業者からのサービスの提供は当該申込みに対する承諾として捉えることができる。そうすると、これらの意思

表示の合致により、指定サービス事業者は、都道府県条例に定められた設備・運営に関する基準に従ったサービスの提供を行ったことにより発生する「介護給付費」及び「訓練等給付費」に係る債権を取得する、すなわち支給決定障害者から指定サービス事業者との間で債権譲渡が行われるものと解することができる<sup>13)</sup>。このような解釈については、支援法13条が介護給付費及び訓練等給付費を含む「自立支援給付を受ける権利」の譲渡を禁止していることとの関係をどのように考えるべきかという問題が生じよう。しかし、この点については、法が受給権の譲渡を禁じる趣旨は給付が確実に受給権者の手に渡るようにする点にあること<sup>14)</sup>、支援法29条4・5項に基づく「代理受領方式」がサービスに要した費用の全額支払いという一時負担を回避し得るという機能を持ち（前記3（1）参照）、この機能は受給権者にも利益をもたらすことからすれば、上記の解釈も許されるものと思われる。

なお、市町村は、支援法29条7項に基づき、介護給付費等の支払事務を国保連に委託できるものとされているところ、同項における「委託」は「公法上の委託」と解することができるから<sup>15)</sup>、支払事務の委託を受けた国保連は、請求を行ったサービス事業者に対し直接「介護給付費」及び「訓練等給付費」の支払義務を負うと解する。

(3) 以上の解釈は、介保法についても同様に妥当すると解する。すなわち、介保法41条9項は、指定サービス事業者から「請求があったとき」に、市

<sup>11)</sup> 学説でもさまざまな議論が行なわれているものの、本稿ではそれぞれの詳細な検討はできない。小島（2007, pp.263-291）は、さまざまな法律構成の可能性を検討している。なお、いくつかの論者は、債務引受による説明を試みているものの（例えば、四ツ谷（2005, p.112）、小林（2016, pp.27-28）、山下（2016, pp.42-43）など）、サービス提供契約上の債務という法令上の債権債務関係とは別個に生じる債務について、市町村の債務引受の意思を見出すことは困難なのではないかと思われる。

<sup>12)</sup> この場合、すべて償還払いとなる。ただし、基準該当サービスの場合、市町村が高齢者・障害者から委任を得て、一定の条件を満たすサービス事業者との間で代理受領契約を個別に締結することにより、「代理受領方式」を利用することは可能である（障害者福祉研究会編（2013, p.122）及び、増田（2016, p.164）を参照）。

<sup>13)</sup> なお、支援法29条6項は、指定サービス事業者の「請求」を受けて市町村が「審査の上、支払う」ことを定めているところ、かかる市町村（あるいは支払事務の委託を受けた国保連）の「支払い」をもって当該譲渡の「承諾」に相当すると考える（平成29年6月2日法律44号による改正前の民法467条1項参照）。

<sup>14)</sup> この点については、岩村（2001a, p.63）を参照。

<sup>15)</sup> 医療保険法における社会保険診療報酬支払基金および国保連への「委託」（健保法76条5項・国保法45条5項・高確法70条4項）と同様に考えられる（最一小判昭和48年12月20日民集27巻11号1594頁参照）。

町村が「居宅介護サービス費」の支払義務を負う旨を規定しており、同条11項に基づく「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」(平成12年3月7日厚生省令第20号)が、サービス事業者が市町村から支払いを受ける場合の詳細を定めている。また、「代理受領方式」を利用する場合、被保険者たる高齢者は要介護認定を受けた上で、「指定」を受けたサービス事業者からサービスの提供を受けなければならず(同条6項)、サービス提供の際には被保険者証を提示することが求められている点も(同条3項)、支援法と同様の仕組みを採用する。こうした条文の規定の仕方に鑑みれば、介保法もまた「代理受領方式」の利用を前提としており、上記と同様の論理構成により<sup>16)</sup>、指定サービス事業者の市町村に対する「居宅介護サービス費」に係る債権の存在を認めることができる。したがって、判旨(2)の判断についても疑問である。

## 5 むすびにかえて

(1) 支援法及び介保法いずれについても指定サービス事業者の債権の取得を否定する本判決の結論は、本件の論点とは別に、次のような問題を生じさせるものと思われる。すなわち、指定サービス事業者と市町村(あるいは支払事務の委託を受けた国保連)との間で「介護給付費」及び「訓練等

給付費」あるいは「居宅介護サービス費」の請求・支払いがなされたものの、市町村からの支払において減点・減額査定がなされた場合、指定サービス事業者は介護給付費等に係る債権を有しないとす本判決の解釈を前提にすると、指定サービス事業者はいかなる訴訟形態によって争えば良いのかという問題が生じる。この場合には、支給決定障害者・要介護認定被保険者本人が争うほかないという考え方もありうるもの<sup>17)</sup>、すでに介保法に関しては、指定サービス事業者が国保連および市町村を相手取り、不支給となった居宅介護サービス費の支払いを求める民事訴訟(給付訴訟)を提起した事案が存在し<sup>18)</sup>、裁判所もかかる訴訟形式を前提に審理・判断を下しているところである。このように、本判決の結論は従来の裁判例との整合性という観点からも疑問の余地があろう。(2) 本判決は、支援法29条4・5項の規定する「代理受領方式」の趣旨・目的から結論を導いているところ、ほかの医療サービスや社会福祉サービスの提供に係る社会保障制度のうち「代理受領方式」の利用を定める各種給付についても本判決の射程は及ぶものと解される<sup>19)</sup>。特に、健保法上の「家族療養費」(同法110条)をはじめとして「代理受領方式」の利用を定める規定は医療保険各法にも広く見られるところ、これらの給付については、実務上も診療報酬として、これまで「療養の

<sup>16)</sup> 小島(2007, p.289)は、「居宅介護サービス費」を例に、「市町村が必要と認める場合に限り、支給する」という限定が付されている(介保法41条2項)ことから費用の支給過程に行政決定が介在しているとし、その点をもって支援法の仕組みとは異なることを指摘している。私見は、かかる限定は「厚生労働省令で定めるところにより…認める場合」と理解するのが妥当であり、当該省令にあたる介保法施行規則62条の規定の仕方からすれば市町村には費用の支給にあたっての裁量は認められていないと解するので、同規定によって支援法との間に差異は生じないものと考ええる。

<sup>17)</sup> 東京地判平成25年1月29日判時2191号33頁はこのような争い方をしている。もっとも、指定サービス事業者は債権が存在しないという理解を前提に、このような争いをしたのかどうかは不明である。

<sup>18)</sup> 高松高判平成16年6月24日判タ1222号300頁。このことは、支援法29条6項及び介保法41条9項に基づく市町村の支払い自体の行政処分性が否定されていることを意味しており、同項の支払いによって市町村と指定サービス事業者との間に権利義務関係が生じるという理解もできないことを示している。

<sup>19)</sup> なお、支援法上の「自立支援医療費」(支援法58条5・6項)、「療養介護医療費」(同法70条2項による同法58条5・6項の準用)、児童福祉法上の「小児慢性特定疾病医療費」(児福法19条の3第10・11項)、「肢体不自由児通所医療費」(同法21条の5の28第3・4項)、「障害児入所医療費」(同法24条の20第3・4項)の支給・支払いについては、支援法29条4・5項と同様の文言ではあるものの、別途、都道府県知事による「決定」という行政処分が介在することになっているため(支援法73条1項及び児福法19条の20第1項参照)、本判決の射程は及ばない。また、前掲注4)に掲げた給付については、法令上、「債権を有する者」に支払うことが明記されているため、本判決の射程は及ばないものと解される。

給付に要する費用」と特に区別することなく扱われてきたように思われる。本判決の論理からすれば、これらは異なる発生原因事実を持つ給付ということになり、診療報酬債権を対象とした金融実務にも影響をもたらす可能性がある（実務の影響については、前掲拙稿「『代理受領方式』と障害福祉・介護サービス事業者の資金調達のあるり方」を参照されたい）。

#### 参考文献

- 岩村正彦（2001a）『社会保障法』弘文堂。  
———（2001b）「社会保障法入門 第40講」『自治実務セミナー』41巻6号。
- 小島晴洋（2007）「『事実上の現物給付』論序説」菅野和夫・中嶋士元也・渡辺章編『友愛と法—山口浩一郎先生古稀記念論集』信山社。
- 厚生労働省保険局監修（2003）『健康保険法の解釈と運用〔第11版〕』法研。
- 小林明彦（2016）「介護サービス事業者の国保連宛て介護報酬債権の存否—大阪高判平27.9.8をめぐって—」『金融法務事情』No.2034。
- 障害者福祉研究会編（2013）『逐条解説障害者総合支援法』中央法規。
- 須藤克己（2016）「指定障害福祉サービス事業者の国民健康保険団体連合会に対する介護報酬請求に関する一考察—大阪高判平27.9.8を題材として」『金融法務事情』No.2045。
- 鳥谷部茂（1984）「集合債権の譲渡担保と代理受領・振込指定（上）—担保構造の比較を中心に」『法律時報』56巻12号。
- 中野妙子（2001）「労働判例研究」『ジュリスト』1199号。
- 根津宏行（2016）「大阪高判平27.9.8に対する最高裁判例からの検討および実務対応」『金融法務事情』No.2039。
- 増田雅暢（2016）『逐条解説 介護保険法〔2016改訂版〕』法研。
- 山口明（2016）「介護給付費債権を裏付けとする流動化スキームに関する一考察」『金融法務事情』No.2037。
- 山下慎一（2016）「障害者総合支援法上の法定代理受領とサービス事業者の債権—社会保障法学の観点から—」『金融法務事情』No.2053。
- 四ツ谷有喜（2005）「介護保険報酬債権の担保化に関する一考察」『法政理論』第38巻1号。

（はやし・けんたろう）